

# 聖学院大学学友会

## 規程集

聖学院大学学友会

(2020年5月現在)

# 聖学院大学学友会規程集目次

## I. 組織関係

(1) 聖学院大学学友会組織図	1
(2) 聖学院大学学友会規約	2
(3) 聖学院大学学友会学生総会代表委員内規	5
(4) 聖学院大学学友会総務委員会内規	6
(5) 聖学院大学学友会文化会連合内規	9
(6) 聖学院大学学友会体育会連合内規	1 2
(7) 聖学院大学学友会特別委員会連合内規	1 5
(8) 聖学院大学学友会卒業関連事業準備委員会内規	1 8
(9) 聖学院大学学友会ヴェリタス祭実行委員会内規	2 0
(10) 聖学院大学学友会リトリート実行委員会内規	2 3
(11) 聖学院大学学友会新入生オリエンテーション実行委員会内規	2 5

## II. 課外活動運営関係

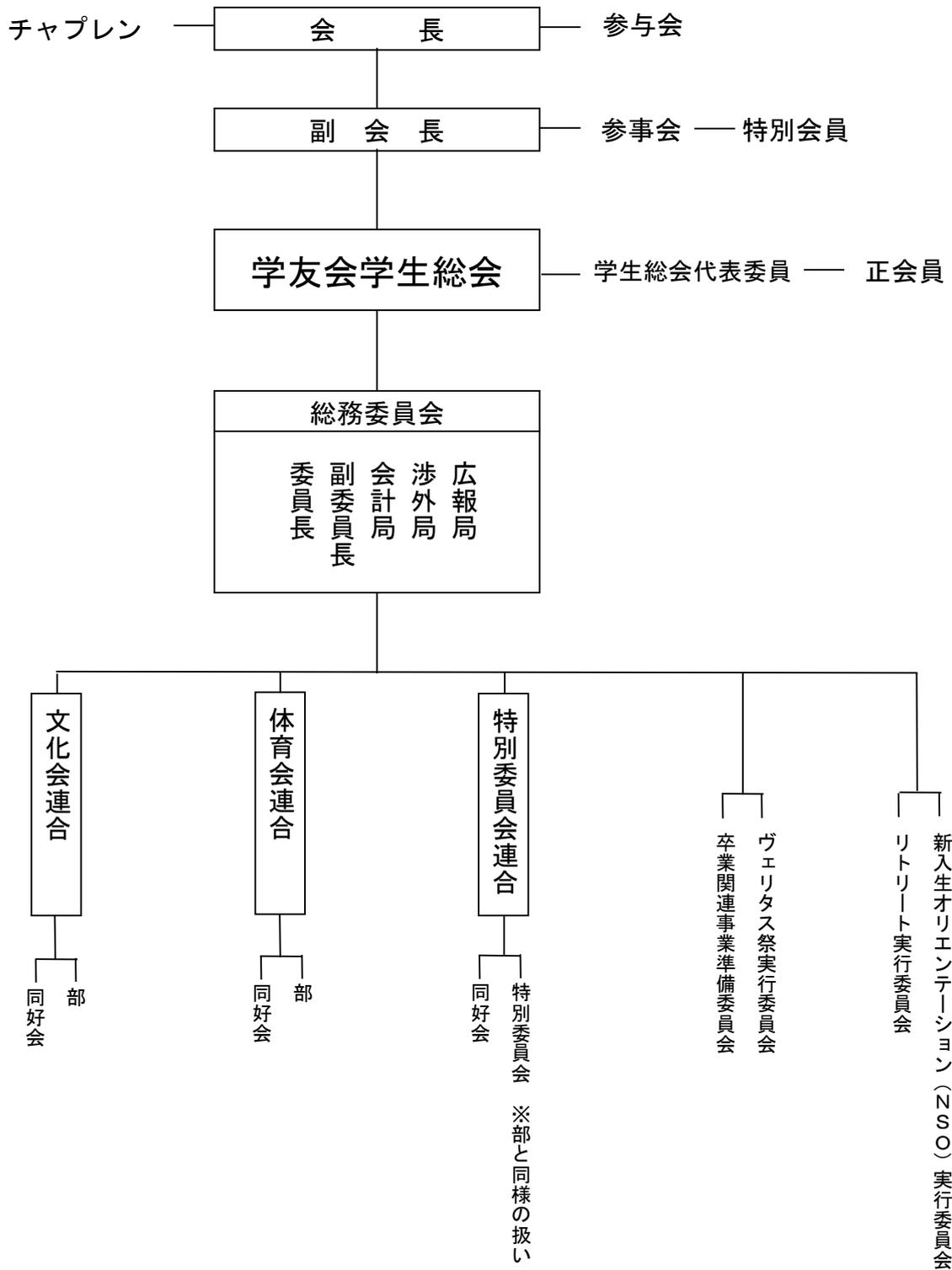
(1) 聖学院大学学友会部・同好会運営内規	2 7
(2) 聖学院大学学友会コーチ・トレーナー採用内規	3 1
(3) 聖学院大学学友会部・同好会特別援助金制度内規	3 2
(4) 聖学院大学学友会課外活動激励金制度内規	3 4
(5) 聖学院大学学友会補助金支給に関する細則	3 6

### 参考

(1) 聖学院大学部室棟利用内規	3 7
(2) 聖学院大学部室棟利用内規細則	3 9

※上記の 2 規程は聖学院大学により定められている内規である

# 聖学院大学学友会組織図



## 聖学院大学 学友会規約

(名称)

第1条 本会は聖学院大学学友会（以下「本会」という。）と称し、本部を聖学院大学内に置く。

(目的)

第2条 本会は聖学院大学の建学の理念と精神に基づき、学生の自主的な活動を通して人格の陶冶、教養の涵養、及び技術の向上を目指し、会員が相互に親睦を図りつつ切磋琢磨することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 学術研究、文化、及び体育に関する諸活動
- (2) 他大学との交歓
- (3) その他聖学院大学の理念実現のために必要な活動

(会員)

第4条 本会は聖学院大学の学生（正会員）及び専任教員（特別会員）の全員を以て構成する。

- 2 学生組織は正会員を以て構成する。

(組織)

第5条 本会に会長を置き、学長を以てあてる。

- 2 会長は、本会を統括し、本会を代表する。

第6条 本会に副会長を置き、学生生活部長を以てあてる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長の命により職務を代行する。

第7条 本会にチャプレンを置き、大学チャプレンを以てあてる。

- 2 チャプレンは、本規約第2条に定める目的を達成するため総合的に助言する。

第8条 本会に参与を置き、学部長、学部チャプレン、学科長及び大学教授会が選出した若干名の教員を以てあてる。

- 2 会長、副会長、チャプレン、参与を以て参与会を構成し、会長の諮問を受け、本会に関わる事項について承認を行う。

第9条 本会に参事を置き、学生部委員を以てあてる。

- 2 副会長と参事を以て参事会を構成し、学生組織の運営全般にわたって指導・相談にあたる。

第10条 会長、副会長、チャプレン、参与、参事の任期は毎年4月1日より翌年3月31日までの1ヶ年とする。ただし再任を妨げない。

(学生組織)

第11条 学生組織に学友会学生総会（以下「総会」という。）を置き、学生組織における最高議決機関とする。

- 2 総会は毎会計年度末に開催する。
- 3 総会は、アドバイザークラス及びゼミの代表者（以下、学生総会代表委員という。）、

総務委員、各委員会及び連合の役員、各部の代表者1名で構成する。

- 4 学生総会代表委員については別に定める。
- 5 総会は構成員の2分の1以上の出席を以て成立し、出席者の過半数の同意を以て可決する。
- 6 総会は以下に掲げる事項を審議・決定する。
  - (1) 総務委員長、総務副委員長の選出
  - (2) 総務委員の選出
  - (3) 部・委員会等活動補助費の予算及び決算
  - (4) 部への昇格
  - (5) その他学友会の目的達成に必要な事項
- 7 以下の場合に総務委員長は臨時に総会を招集することができる。
  - (1) 総務委員、各委員会・連合の役員及び各部の代表者の過半数の要請があった時
  - (2) 総務委員長又は総務副委員長に欠員が生じた時
  - (3) 会長が必要と認めた場合
- 8 総会議長は総務委員長があたる。  
(総務委員会)

第12条 学生組織に総務委員会を置き、総会により選出された正会員の全員を以て構成する。

- 2 総務委員会は学生組織における執行機関として、総会のもとに正会員を統括する。
- 3 総務委員会の組織と運営については別に定める。  
(文化会連合)

第13条 総務委員会の下に文化会連合を置き、文化系部・同好会のすべてを以て構成する。

- 2 文化会連合の組織と運営については別に定める。  
(体育会連合)

第14条 総務委員会の下に体育会連合を置き、体育系部・同好会のすべてを以て構成する。

- 2 体育会連合の組織と運営については別に定める。  
(特別委員会連合)

第15条 総務委員会の下に特別委員会連合を置き、参加会が特に認めたキリスト教関連団体を以て構成する。

- 2 特別委員会連合の組織と運営については別に定める。  
(ヴェリタス祭実行委員会)

第16条 総務委員会の下にヴェリタス祭実行委員会を置き、希望する正会員のすべてを以て構成する。

- 2 ヴェリタス祭実行委員会の組織と運営については別に定める。  
(卒業関連事業準備委員会)

第17条 総務委員会の下に卒業関連事業準備委員会を置き、希望する正会員のすべてを以て構成する。

- 2 卒業関連事業準備委員会の組織と運営については別に定める。  
(新入生オリエンテーション実行委員会)

第 18 条 総務委員会の下に新入生オリエンテーション実行委員会を置き、希望する正会員のすべてを以て構成する。

2 新入生オリエンテーション実行委員会の組織と運営については別に定める。  
(リトリート実行委員会)

第 19 条 総務委員会の下にリトリート実行委員会を置き、希望する正会員のすべてを以て構成する。

2 リトリート実行委員会の組織と運営については別に定める。  
(経費)

第 20 条 本会の経費は正会員及び特別会員からの会費、及びその他の寄付金等を以てこれに充てる。

2 会費は会長が定め、原則として年度ごとに納入するものとする。  
(1) 正会員の会費は、原則として毎年度春学期学納金とともに納付するものとする  
(2) 特別会員の会費は、原則として毎年度夏期に納付するものとする  
(3) 会費の徴収事務は大学事務局に委託する  
(会計年度)

第 21 条 本会の会計年度は毎年 5 月 1 日に始まり、翌年 4 月 30 日を以て終わる。  
(予算)

第 22 条 予算は前年度末の参与会にて審議され、承認される。

2 予算管理は以下の通りとする。  
(1) 部・委員会等活動補助費は総務委員会が管理する  
(2) 大学行事活動、式典参加部等補助費はキリスト教教育課が管理する  
(3) その他の費目は学生支援課が管理する  
(監査)

第 23 条 本会の監査は毎年 5 月に学校法人聖学院監査室が行う。  
(改正)

第 24 条 本規約は、総会の議を経て、参与会の承認により改正することができる。

附 則

この規約は 1989 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規約は 2009 年 5 月 1 日より施行する。

附 則 (全部改正)

この規約は 2013 年 5 月 1 日より施行する。

## 聖学院大学学友会 学生総会代表委員内規

(内規の制定)

第1条 本内規は、聖学院大学学友会規約第11条第4項の規定に基づき、学友会学生総会代表委員（以下「代表委員」という。）に関して必要な事項を定める。

(選出)

第2条 代表委員の選出は以下の通りとする。

- 2 アドバイザークラスにあつては、新入生オリエンテーションの際に学友会正会員より2名を選出しなければならない。
- 3 ゼミにあつては、毎年度4月に所定の書類を提出することによって学友会正会員より1名を選出することができる。

(任期)

第3条 代表委員の任期は毎年5月1日より翌年4月30日までの1ヶ年とする。

(改正)

第4条 本内規は、学友会学生総会の議を経て、参事会の承認により改正することができる。

附 則

- 1 この内規は2013年5月1日より施行する。
- 2 この内規の施行に伴い聖学院大学学友会総務委員選出規程（内規）を廃止する。

## 聖学院大学学友会 総務委員会内規

(目的)

第1条 聖学院大学学友会総務委員会（以下「本委員会」という。）は、学友会に所属する委員会及び連合の活動を支援するとともに、聖学院大学学友会の代表としてその活動に貢献することを目的とする。

(任務)

第2条 前条の目的を達成するために、本委員会は以下の任務を担う。

- (1) 学友会学生総会の召集
- (2) 活動計画の立案及び実行
- (3) 委員会、連合、部の活動計画の承認
- (4) 予算・決算の原案作成
- (5) 文化会連合、文化系部・同好会の統括
- (6) 体育会連合、体育系部・同好会の統括
- (7) 特別委員会連合、特別委員会の統括
- (8) ヴェリタス祭実行委員会の統括
- (9) 卒業関連事業準備委員会の統括
- (10) 新入生オリエンテーション実行委員会の統括
- (11) リトリート実行委員会の統括
- (12) 代表者会議の開催
- (13) 委員会、連合、部、特別委員会の予算折衝及び承認、並びに会計監査
- (14) 地域や他大学との交流、及び社会貢献
- (15) 学内の衛生・美化に関する事項
- (16) その他本委員会の目的達成に必要な事項

(役員)

第3条 本委員会に総務委員長を置く。

2 総務委員長は学友会に所属する委員会と連合を統括し、学生組織を代表する。

第4条 本委員会に総務副委員長を置く。

2 総務副委員長は総務委員長を補佐し、総務委員長に事故あるとき、又は総務委員長の命により職務を代行する。

第5条 本委員会に会計局長を置く。

2 会計局長は本委員会の会計処理を管掌し、会計局を統括する。

3 総務委員長及び会計局長によって指名された委員を以て会計局を構成し、学友会所属団体の会計指導及び会計監査を行う。

第6条 本委員会に渉外局長を置く。

2 渉外局長は渉外局を統括する。

3 総務委員長及び渉外局長によって指名された委員を以て渉外局を構成し、学友会所属団体間及び地域との交流、他大学団体との連携などの任にあたる。

第7条 本委員会に広報局長を置く。

2 広報局長は広報局を統括する。

3 総務委員長及び広報局長によって指名された委員を以て広報局を構成し、広報及び活動の記録を行う。

(任期)

第8条 役員の任期は毎年5月1日より翌年4月30日までの1ヶ年とする。ただし再任を妨げない。

(顧問)

第9条 本委員会に顧問を置き、学友会副会長を以てあてる。

2 顧問は本委員会と大学との連絡・調整を行い、相談・助言・指導などの任にあたる。

(登録)

第10条 本委員会は大学に団体登録し、下記の場合には報告しなければならない。

(1) 役員に変更が生じた場合

(2) 委員に異動があった場合

(活動)

第11条 学内における本委員会の活動時間は以下の通りとする。ただし、大学行事等により活動が制限される場合がある。

(1) 授業期間 平 日 8時30分～21時00分

土曜日 8時30分～16時00分

日曜日 13時00分～16時00分

祝 日 8時30分～16時00分

(2) 長期休暇期間 平 日 8時30分～17時00分

土曜日 春休暇期間 8時30分～17時00分

夏期・冬期休暇期間 9時00分～16時00分

日曜日 13時00分～16時00分

祝 日 8時30分～16時00分

2 日曜・祝日（授業日を除く）、夏期・冬期休暇期間中の土曜・日曜・祝日の活動時間については顧問の承認を必要とする。

3 本委員会の部室棟利用時間は本条第1項に準ずる。

第12条 学外において本委員会が活動する場合には顧問の承認を得なければならない。

2 宿泊を伴う本委員会の活動には顧問又は他の特別会員の引率を原則とする。

(会議)

第13条 原則として毎週1回の定例会を開催する。ただし長期休暇中を除く。

(経費)

第14条 本委員会の経費は学友会予算「部・委員会等活動補助費」の一部を以てこれに充てる。

(予算)

第15条 本委員会の予算は本委員会で作成し、学友会学生総会の承認を得なければならない。

(監査)

第 16 条 本委員会の監査は毎年度 5 月に参事会が行う。

(改正)

第 17 条 本内規は、学友会学生総会の議を経て、参事会の承認により改正することができる。

附 則

- 1 この内規は 2013 年 5 月 1 日より施行する。
- 2 聖学院大学学友会規約全部改正に伴い、その一部を以て本内規を定める。
- 3 この内規の施行に伴い、聖学院大学学友会総務委員会規約（内規）を廃止する。

## 聖学院大学学友会 文化会連合内規

(目的)

第1条 聖学院大学学友会文化会連合（以下「本連合」という。）は、聖学院大学の文化充実・発展と文化系部・同好会（以下「団体」という。）の相互理解と円滑なコミュニケーションを図る事を目的とする。

(任務)

第2条 前条の目的を達成するために、本連合は以下の任務を担う。

- (1) 団体の統括
- (2) 本連合に所属する部の補助金の査定
- (3) 本連合に所属予定の新設希望団体の面接及び承認
- (4) 本連合に所属する部昇格希望同好会の面接及び承認
- (5) その他本連合の目的達成に必要な事項

(文化会連合常任委員会)

第3条 本連合に文化会連合常任委員会（以下「常任委員会」という。）を置く。

- 2 常任委員会は本連合に所属する部を代表する常任委員の全員を以て構成する。
- 3 常任委員には本連合に所属する部の部長又はそれに代わる者があたる。
- 4 常任委員の任期は毎年5月1日より翌年4月30日までの1ヵ年とする。ただし再任を妨げない。

(常任委員会の運営)

第4条 常任委員会は原則として月1回以上の常任委員会定例会を開催する。ただし長期休暇中を除く。

- 2 常任委員会定例会は2分の1以上の出席を以て成立し、出席者の過半数の同意を以て可決する。

第5条 常任委員会は、必要に応じて拡大常任委員会を開催することができる。

- 2 拡大常任委員会は、常任委員と本連合に所属する同好会の会長又はそれに代わる者を以て構成する。
- 3 拡大常任委員会の開催にあたっては、開催14日前までに協議事項を団体に委員長が通知しなければならない。

(常任委員会役員)

第6条 常任委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、常任委員会を統括し、本連合を代表する。

第7条 常任委員会に副委員長を置く。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長の命により職務を代行する。

第8条 常任委員会に会計を置く。

- 2 会計は、本連合の会計処理を管掌する。

第9条 常任委員会に書記を置く。

- 2 書記は、会議等を記録し必要に応じて情報を公開する。

第10条 常任委員会役員は、常任委員の互選により選出される。

(常任委員会活動)

第11条 学内における常任委員会の活動時間は以下の通りとする。ただし、大学行事等により活動が制限される場合がある。

- |            |     |                        |
|------------|-----|------------------------|
| (1) 授業期間   | 平日  | 8時30分～21時00分           |
|            | 土曜日 | 8時30分～16時00分           |
|            | 日曜日 | 13時00分～16時00分          |
|            | 祝日  | 8時30分～16時00分           |
| (2) 長期休暇期間 | 平日  | 8時30分～17時00分           |
|            | 土曜日 | 春休暇期間 8時30分～17時00分     |
|            |     | 夏期・冬期休暇期間 9時00分～16時00分 |
|            | 日曜日 | 13時00分～16時00分          |
|            | 祝日  | 8時30分～16時00分           |

2 日曜・祝日(授業日を除く)、夏期・冬期休暇期間中の土曜・日曜・祝日の活動時間については顧問の承認を必要とする。

3 部室棟利用時間は本条第1項に準ずる。

(経費)

第12条 本連合の経費は学友会予算「部・委員会等活動補助費」の一部を以てこれに充てる。

(予算)

第13条 本連合の予算は常任委員会で作成し、学友会総務委員会の承認を得て決定する。

2 本連合の予算は常任委員会が管理する。

3 本連合の予算は本連合の活動目的に寄与するものでなければならない。

(監査)

第14条 本連合の監査は毎年度、定められた時期に学友会総務委員会が行う。

(顧問)

第15条 本連合に参事会より選出された顧問を置く。

2 顧問は本連合と大学との連絡・調整を行い、相談・助言・指導などの任にあたる。

(登録)

第16条 本連合は大学に団体登録し、下記の場合には報告しなければならない。

(1) 常任委員会役員に変更が生じた場合

(2) 常任委員に異動が生じた場合

(賞罰)

第17条 本連合の目的に照らし、学友会正会員の模範となる成果が得られた団体もしくは団体の部員又は会員は、常任委員会の議及び顧問の同意を以て、委員長が表彰することができる。

第18条 本連合の目的に反し、諸規則に違反又は不適当な行為があった団体もしくは団体の部員又は会員は、常任委員会の議及び顧問の同意を以て、委員長が以下の処分を参事会

に提案することができる。

- (1) 団体の解散
  - (2) 団体の活動停止
  - (3) 団体役員解任
  - (4) 部員又は会員の団体からの除名
  - (5) 部員又は会員の団体活動の制限
  - (6) 当該年度の補助金の減額又は停止
  - (7) 部室棟の利用の制限又は停止
- (改正)

第 19 条 本内規は、学友会学生総会の議を経て、参事会の承認により改正することができる。

附 則

この規約は 2008 年 2 月 28 日より施行する。

附 則 (全部改正)

この内規は 2014 年 5 月 1 日より施行する。

## 聖学院大学学友会 体育会連合内規

(目的)

第1条 聖学院大学学友会体育会連合（以下「本連合」という。）は、聖学院大学におけるスポーツ活動の高度化と普及を目指し、スポーツ活動の社会的還元と真のアマチュアリズムに基づく学生スポーツを追求すると共に、体育会系部・同好会（以下「団体」という。）が円滑且つ有意義に活動できるよう支援する事を目的とする。

(任務)

第2条 前条の目的を達成するために、本連合は以下の任務を担う。

- (1) 団体の統括
- (2) 運動施設等の使用を希望する団体間の調整
- (3) 本連合に所属する部の補助金の査定
- (4) 本連合に所属予定の新設希望団体の面接及び承認
- (5) 本連合に所属する部昇格希望同好会の面接及び承認
- (6) スポーツ祭の実施
- (7) その他本連合の目的達成に必要な事項

(体育会連合常任委員会)

第3条 本連合に体育会連合常任委員会（以下「常任委員会」という。）を置く。

- 2 常任委員会は本連合に所属する部を代表する常任委員の全員を以て構成する。
- 3 常任委員には本連合に所属する部の部長又はそれに代わる者があたる。
- 4 常任委員の任期は毎年5月1日より翌年4月30日までの1ヵ年とする。ただし再任を妨げない。

(常任委員会の運営)

第4条 常任委員会は原則として月1回以上の常任委員会定例会を開催する。ただし長期休暇中を除く。

- 2 常任委員会定例会は2分の1以上の出席を以て成立し、出席者の過半数の同意を以て可決する。

第5条 常任委員会は、必要に応じて拡大常任委員会を開催することができる。

- 2 拡大常任委員会は、常任委員と本連合に所属する同好会の会長又はそれに代わる者を以て構成する。
- 3 拡大常任委員会の開催にあたっては、開催14日前までに協議事項を団体に委員長が通知しなければならない。

(常任委員会役員)

第6条 常任委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は常任委員会を統括し、本連合を代表する。

第7条 常任委員会に副委員長を置く。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長の命により職務を代行する。

第8条 常任委員会に会計を置く。

2 会計は、本連合の会計処理を管掌する。

第9条 常任委員会に書記を置く。

2 書記は、会議等を記録し必要に応じて情報を公開する。

第10条 常任委員会役員は、常任委員の互選により選出される。

(常任委員会活動)

第11条 学内における常任委員会の活動時間は以下の通りとする。ただし、大学行事等により活動が制限される場合がある。

(1) 授業期間	平日	8時30分～21時00分
	土曜日	8時30分～16時00分
	日曜日	13時00分～16時00分
	祝日	8時30分～16時00分

(2) 長期休暇期間	平日	8時30分～17時00分
	土曜日	春休暇期間 8時30分～17時00分
		夏期・冬期休暇期間 9時00分～16時00分
	日曜日	13時00分～16時00分
	祝日	8時30分～16時00分

2 日曜・祝日(授業日を除く)、夏期・冬期休暇期間中の土曜・日曜・祝日の活動時間については顧問の承認を必要とする。

3 部室棟利用時間は本条第1項に準ずる。

(経費)

第12条 本連合の経費は学友会予算「部・委員会等活動補助費」の一部を以てこれに充てる。

(予算)

第13条 本連合の予算は常任委員会で作成し、学友会総務委員会の承認を得て決定する。

2 本連合の予算は常任委員会が管理する。

3 本連合の予算は本連合の活動目的に寄与するものでなければならない。

(監査)

第14条 本連合の監査は毎年度、定められた時期に学友会総務委員会が行う。

(顧問)

第15条 本連合に参事会より選出された顧問を置く。

2 顧問は本連合と大学との連絡・調整を行い、相談・助言・指導などの任にあたる。

(登録)

第16条 本連合は大学に団体登録し、下記の場合には報告しなければならない。

(1) 常任委員会役員に変更が生じた場合

(2) 常任委員に異動が生じた場合

(賞罰)

第17条 本連合の目的に照らし、学友会正会員の模範となる成果が得られた団体もしくは団体の部員又は会員は、常任委員会の議及び顧問の同意を以て、委員長が表彰すること

ができる。

第 18 条 本連合の目的に反し、諸規則に違反又は不適當な行為があった団体もしくは団体の部員又は会員は、常任委員会の議及び顧問の同意を以て、委員長が以下の処分を参事会に提案することができる。

- (1) 団体の解散
- (2) 団体の活動停止
- (3) 団体役員 of 解任
- (4) 部員又は会員の団体からの除名
- (5) 部員又は会員の団体活動の制限
- (6) 当該年度又は次年度の補助金の減額又は停止
- (7) 部室棟の利用の制限又は停止

(改正)

第 19 条 本内規は、学友会学生総会の議を経て、参事会の承認により改正することができる。

附 則

この規約は 2006 年 5 月 1 日より施行する。

附 則 (全部改正)

この内規は 2014 年 5 月 1 日より施行する。

## 聖学院大学学友会 特別委員会連合内規

(目的)

第1条 聖学院大学学友会特別委員会連合（以下「本連合」という。）は、聖学院大学の建学の精神であるプロテスタント・キリスト教の伝統に基づき、式典や礼拝およびキリスト教活動の充実を図ると共に、特別委員会（以下「団体」という。）が円滑且つ有意義に活動できるよう支援する事を目的とする。

第2条 前条の目的を達成するために、本連合は以下の任務を担う。

- (1) 団体の統括
  - (2) 本連合の予算作成
  - (3) 団体の予算承認
  - (4) 本連合に所属を希望する新設希望団体の面接及び承認
  - (5) その他本連合の目的達成に必要な事項
- (特別委員会連合常任委員会)

第3条 本連合に特別委員会連合常任委員会（以下「常任委員会」という。）を置く。

- 2 常任委員会は本連合に所属する団体を代表する常任委員の全員を以て構成する。
- 3 常任委員には本連合に所属する団体の部長又はそれに代わる者、およびその他の部員1名があたる。
- 4 常任委員の任期は毎年5月1日より翌年4月30日までの1ヵ年とする。ただし再任を妨げない。

(常任委員会の運営)

第4条 常任委員会は原則として月1回以上の常任委員会定例会を開催する。ただし長期休暇中を除く。

- 2 常任委員会定例会は2分の1以上の出席を以て成立し、出席者の過半数の同意を以て可決する。

(常任委員会役員)

第5条 常任委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、常任委員会を統括し、本連合を代表する。

第6条 常任委員会に副委員長を置く。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長の命により職務を代行する。

第7条 常任委員会に会計を置く。

- 2 会計は、本連合の会計処理を管掌する。

第8条 常任委員会に書記を置く。

- 2 書記は、会議等を記録し必要に応じて情報を公開する。

第9条 常任委員会役員は、常任委員の互選により選出される。

(活動)

第10条 学内における本連合の活動時間は以下の通りする。ただし、大学行事等により活動が制限される場合がある。

(1) 授業期間	平 日	8 時 30 分～21 時 00 分
	土曜日	8 時 30 分～16 時 00 分
	日曜日	13 時 00 分～16 時 00 分
	祝 日	8 時 30 分～16 時 00 分
(2) 長期休暇期間	平 日	8 時 30 分～17 時 00 分
	土曜日	春休暇期間 8 時 30 分～17 時 00 分
		夏期・冬期休暇期間 9 時 00 分～16 時 00 分
	日曜日	13 時 00 分～16 時 00 分
	祝 日	8 時 30 分～16 時 00 分

2 日曜・祝日（授業日を除く）、夏期・冬期休暇期間中の土曜・日曜・祝日の活動時間については顧問の承認を必要とする。

3 部室棟利用時間は本条第 1 項に準ずる。

（経費）

第 11 条 本連合の経費は学友会予算「部・委員会等活動補助費」の一部を以てこれに充てる。

（予算）

第 12 条 本連合の予算は本連合で作成し、学友会総務委員会の承認を得て決定する。

2 本連合の予算は本連合の活動目的に寄与するものでなければならない。

（監査）

第 13 条 本連合の監査は毎年度、定められた時期に学友会総務委員会が行う。

（顧問）

第 14 条 本連合に学友会チャプレンにより指名された顧問を置く。

2 顧問は本連合と大学との連絡・調整を行い、相談・助言・指導などの任にあたる。

（登録）

第 15 条 本連合は大学に団体登録し、役員に変更が生じた場合には報告しなければならない。

（賞罰）

第 16 条 本連合の目的に照らし、学友会正会員の模範となる成果が得られた団体もしくは団員は、常任委員会の議及び顧問の同意を以て、委員長が表彰することができる。

第 17 条 本連合の目的に反し、諸規則に違反又は不適當な行為があった団体もしくは団員は、常任委員会の議及び顧問の同意を以て、委員長が以下の処分を学友会チャプレン及び参事会に提案することができる。

- (1) 団体の解散
- (2) 団体の活動停止
- (3) 団体役員解任
- (4) 団員の団体からの除名
- (5) 団員の団体活動の制限
- (6) 当該年度又は次年度の補助金の減額又は停止
- (7) 部室棟の利用の制限又は停止

(改正)

第 18 条 本内規は、学友会学生総会の議を経て、学友会チャプレン及び参事会の承認により改正することができる。

附 則

この規約は 2006 年 3 月 2 日より施行する。

附 則 (一部改正)

この規約は 2008 年 3 月 31 日より施行する。

附 則 (全部改正)

この内規は 2014 年 5 月 1 日より施行する。

## 聖学院大学学友会 卒業関連事業準備委員会内規

(目的)

第1条 聖学院大学学友会卒業関連事業準備委員会（以下「本委員会」という。）は、学友会正会員の卒業に関連する事業を自主的に企画、運営すると共に、大学が実施する卒業に関連する式典等に協力する事を目的とする。

(任務)

第2条 本委員会は以下の業務を任務とする。

- (1) 卒業パーティの企画、運営
- (2) 卒業アルバムの企画、作成
- (3) 卒業記念品の選定、調達、準備及び配布
- (4) 卒業に関連する式典等の運営補助
- (5) その他本委員会の目的達成に必要な事項

(役員)

第3条 本委員会に委員長を置く。

2 委員長は、本委員会を統括する。

3 委員長は、必要に応じて本委員会委員の中から委員長補佐を指名することができる。

第4条 本委員会に副委員長を置く。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長の命により職務を代行する。

第5条 本委員会に会計を置く。

2 会計は、本委員会の会計を管掌する。

第6条 本委員会に書記を置く。

2 書記は、会議等を記録し必要に応じて情報を公開する。

第7条 役員は、委員の互選により選出される。

(任期)

第8条 役員任期は毎年5月1日より翌年4月30日までの1ヶ年とする。ただし再任を妨げない。

(顧問)

第9条 本委員会に顧問を置き、学友会副会長を以てあてる。

2 顧問は本委員会と大学との連絡・調整を行い、相談・助言・指導などの任にあたる。

(登録)

第10条 本委員会は大学に団体登録し、下記の場合には報告しなければならない。

- (1) 役員に変更が生じた場合
- (2) 委員に異動があった場合

(活動)

第11条 学内における本委員会の活動時間は以下の通りとする。ただし、大学行事等により活動が制限される場合がある。

(1) 授業期間	平 日	8 時 30 分～21 時 00 分
	土曜日	8 時 30 分～16 時 00 分
	日曜日	13 時 00 分～16 時 00 分
	祝 日	8 時 30 分～16 時 00 分
(2) 長期休暇期間	平 日	8 時 30 分～17 時 00 分
	土曜日	春休暇期間 8 時 30 分～17 時 00 分 夏期・冬期休暇期間 9 時 00 分～16 時 00 分
	日曜日	13 時 00 分～16 時 00 分
	祝 日	8 時 30 分～16 時 00 分

2 日曜・祝日（授業日を除く）、夏期・冬期休暇期間中の土曜・日曜・祝日の活動時間については顧問の承認を必要とする。

3 本委員会の部室棟利用時間は本条第 1 項に準ずる。

（会議）

第 12 条 原則として月 1 回以上の定例会を開催する。ただし長期休暇中は除く。

（経費）

第 13 条 本委員会の経費は学友会正会員からの卒業関連事業費を以てこれに充てる。

2 卒業関連事業費の額は学友会会長が定め、学友会正会員が 4 年次となるときに学納金の一部として一括納入させるものとする。

3 卒業関連事業費の徴収事務は大学事務局に委任する。

（予算）

第 14 条 本委員会の予算は本委員会が作成し、参事会及び参与会の議を経て会長が決定する。

2 卒業関連事業費を事業費と事務費に分け、事業費の出金事務は大学事務局に委任する。

3 本委員会の予算は本委員会の活動目的に寄与するものでなければならない。

（会計年度）

第 15 条 本委員会の会計年度は、毎年 5 月 1 日より翌年 4 月 30 日までの 1 ヶ年とする。

（監査）

第 16 条 本委員会の監査は毎年度 5 月に学校法人聖学院監査室が行う。

（準用）

第 17 条 本内規に定めるもののほか、本委員会の活動に関し必要な事項は聖学院大学学友会部・同好会運営内規を準用する。

（改正）

第 18 条 本内規は、学友会学生総会の議を経て、参事会の承認により改正することができる。

## 附 則

この内規は 2014 年 5 月 1 日より施行する

## 聖学院大学学友会 ヴェリタス祭実行委員会内規

(目的)

- 第1条 聖学院大学学友会ヴェリタス祭実行委員会（以下「本委員会」という。）は、聖学院大学学友会が主催する学園祭（以下「ヴェリタス祭」という。）について、その企画、管理、および運営の任にあたる事を目的とする。
- 2 ヴェリタス祭は全大学人によってなされる祭典であって、アドバイザークラス、ゼミ、部、同好会、正会員、特別会員の自主的参加による交流の場、また大学の研究成果を地域社会に還元し交流を図る機会となることを目的とする。

(任務)

第2条 前条の目的を達成するために、本委員会は以下の任務を担う。

- (1) ヴェリタス祭の企画（主題設定含む）及び運営
- (2) ヴェリタス祭に関する渉外及び広報活動
- (3) ヴェリタス祭参加団体の調整及び支援
- (4) ヴェリタス祭に係る予算の作成と執行
- (5) その他本委員会の目的達成に必要な事項

(役員)

第3条 本委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、本委員会を統括し、ヴェリタス祭の企画、管理、及び運営について責任をもつ。

第4条 本委員会に副委員長を置く。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長の命により職務を代行する。

第5条 本委員会に会計課長を置く。

- 2 会計課長は会計課を統括する。
- 3 委員長及び会計課長によって指名された委員を以て会計課を構成し、本委員会予算の管理の任にあたる。

第6条 本委員会に広報戦略課長を置く。

- 2 広報戦略課長は広報戦略課を統括する。
- 3 委員長及び広報戦略課長によって指名された委員を以て広報戦略課を構成し、本委員会が行うイベント等の企画立案、運営など、またポスター及びパンフレットの作成と配布、その他広報活動の任にあたる。

第7条 本委員会に運営支援課長を置く。

- 2 運営支援課長は運営支援課を統括する。
- 3 委員長及び運営支援課長によって指名された委員を以て運営支援課を構成し、ヴェリタス祭参加団体の調整及び支援などの任にあたる。

第8条 本委員会に管理課長を置く。

- 2 管理課長は管理課を統括する。
- 3 委員長及び管理課長によって指名された委員を以て管理課を構成し、施設及び物品の管理などの任にあたる。

第9条 役員は、委員の互選により選出される。

(任期)

第10条 役員の任期は毎年5月1日より翌年4月30日までの1ヵ年とする。ただし再任を妨げない。

(顧問)

第11条 本委員会に参事会より選出された顧問を置く。

- 2 顧問は本委員会と大学との連絡・調整を行い、相談・助言・指導などの任にあたる。

(登録)

第12条 本委員会は大学に団体登録し、下記の場合には報告しなければならない。

- (1) 役員に変更が生じた場合
- (2) 委員に異動が生じた場合

(活動)

第13条 学内における本委員会の活動時間は以下の通りとする。ただし、大学行事等により活動が制限される場合がある。

- |            |              |                        |
|------------|--------------|------------------------|
| (1) 授業期間   | 平日           | 8時30分～21時00分           |
|            | 土曜日          | 8時30分～16時00分           |
|            | 日曜日          | 13時00分～16時00分          |
|            | 祝日           | 8時30分～16時00分           |
| (2) 長期休暇期間 | 平日           | 8時30分～17時00分           |
|            | 土曜日          | 春休暇期間 8時30分～17時00分     |
|            |              | 夏期・冬期休暇期間 9時00分～16時00分 |
|            | 日曜日          | 13時00分～16時00分          |
|            | 祝日           | 8時30分～16時00分           |
|            | (3) ヴェリタス祭期間 | 平日(土曜日・祝日を含む)          |
|            | 日曜日          | 13時00分～16時00分          |

- 2 日曜・祝日(授業日及びヴェリタス祭期間を除く)、夏期・冬期休暇期間中の土曜・日曜・祝日の活動時間については顧問の承認を必要とする。

- 3 本委員会の部室棟利用時間は本条第1項に準ずる。

(会議)

第14条 月1回以上の定例会を開催することを原則とする。ただし長期休暇中を除く。

(経費)

第15条 本委員会の経費は学友会予算「部・委員会等活動補助費」の一部を以てこれに充てる。

(予算)

第16条 本委員会の予算は本委員会が作成し、学友会総務委員会の承認を得て決定す

る。

2 本委員会の予算は本委員会の活動目的に寄与するものでなければならない。

(監査)

第17条 本委員会の監査は毎年度、定められた時期に学友会総務委員会が行う。

(準用)

第18条 本内規に定めるもののほか、本委員会の活動に関し必要な事項は聖学院大学学友会部・同好会運営内規を準用する。

(改正)

第19条 本内規は、学友会学生総会の議を経て、参事会の承認により改正することができる。

附 則

この規約は2006年5月1日より施行する。

附 則 (全部改正)

この内規は2014年5月1日より施行する。

附 則

この内規は2015年5月1日より施行する。

## 聖学院大学学友会 リトリート実行委員会内規

(目的)

第1条 聖学院大学学友会リトリート実行委員会（以下「本委員会」という。）は、聖学院大学が主催する修養会（以下「リトリート」という。）の企画、運営等に協力する事を目的とする。

(任務)

第2条 前条の目的を達成するために、本委員会は以下の任務を担う。

- (1) リトリートの企画（主題設定含む）及び運営の補助
- (2) リトリートに関する広報活動
- (3) その他本委員会の目的達成に必要な事項

(委員会の発足)

第3条 本委員会はリトリートの開催毎に組織される。

(役員)

第4条 本委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、本委員会を統括する。

第5条 本委員会に副委員長を置く。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長の命により職務を代行する。

第6条 本委員会に会計を置く。

- 2 会計は、本委員会の会計を管掌する。

第7条 役員は、委員の互選により選出される。

(任期)

第8条 役員任期は本委員会の発足から監査が終了するまでの期間とする。ただし、学友会規約第21条に定める会計年度を越えて継続することはできない。

(顧問)

第9条 本委員会に学友会チャプレンにより指名された顧問を置く。

- 2 顧問は本委員会と大学との連絡・調整を行い、相談・助言・指導などの任にあたる。

(登録)

第10条 本委員会は大学に団体登録し、下記の場合には報告しなければならない。

- (1) 役員に変更が生じた場合
- (2) 委員に異動が生じた場合

(経費)

第11条 本委員会の経費は学友会予算「部・委員会等活動補助費」の一部を以てこれに充てる。

(予算)

第12条 本委員会の予算は本委員会が作成し、学友会総務委員会の承認を得て決定する。

2 本委員会の予算編成は学友会特別委員会連合常任委員会に委任することができる。

3 本委員会の予算は本委員会の活動目的に寄与するものでなければならない。

(監査)

第13条 本委員会の監査はリトリート終了後、定められた時期に学友会総務委員会が行う。

(準用)

第14条 本内規に定めるもののほか、本委員会の活動に関し必要な事項は聖学院大学学友会部・同好会運営内規を準用する。

(改正)

第15条 本内規は、学友会学生総会の議を経て、参事会の承認により改正することができる。

附 則

この内規は2014年5月1日より施行する。

## 聖学院大学学友会 新入生オリエンテーション実行委員会内規

(目的)

第1条 聖学院大学学友会新入生オリエンテーション実行委員会（以下「本委員会」という。）は、聖学院大学が主催する新入生オリエンテーション（以下「NSO」という。）の企画、運営等に協力する事を目的とする。

(任務)

第2条 前条の目的を達成するために、本委員会は以下の任務を担う。

- (1) NSOの企画及び運営の補助
- (2) その他本委員会の目的達成に必要な事項

(委員会の発足)

第3条 本委員会はNSOの開催毎に組織される。

(役員)

第4条 本委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、本委員会を統括する。

第5条 本委員会に副委員長を置く。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長の命により職務を代行する。

第6条 本委員会に会計を置く。

- 2 会計は、本委員会の会計を管掌する。

第7条 役員は、委員の互選により選出される。

(任期)

第8条 役員の任期は本委員会の発足から監査が終了するまでの期間とする。ただし、学友会規約第21条に定める会計年度を越えて継続することはできない。

(顧問)

第9条 本委員会に学友会チャプレンにより指名された顧問を置く。

- 2 顧問は本委員会と大学との連絡・調整を行い、相談・助言・指導などの任にあたる。

(登録)

第10条 本委員会は大学に団体登録し、下記の場合には報告しなければならない。

- (1) 役員に変更が生じた場合
- (2) 委員に異動が生じた場合

(経費)

第11条 本委員会の経費は学友会予算「部・委員会等活動補助費」の一部を以てこれに充てる。

(予算)

第12条 本委員会の予算は本委員会が作成し、学友会総務委員会の承認を得て決定する。

2 本委員会の予算編成は学友会特別委員会連合常任委員会に委任することができる。

3 本委員会の予算は本委員会の活動目的に寄与するものでなければならない。

(監査)

第13条 本委員会の監査はNSO終了後、定められた時期に学友会総務委員会が行う。

(準用)

第14条 本内規に定めるもののほか、本委員会の活動に関し必要な事項は聖学院大学学友会部・同好会運営内規を準用する。

(改正)

第15条 本内規は、学友会学生総会の議を経て、参事会の承認により改正することができる。

附 則

この内規は2014年5月1日より施行する。

## 聖学院大学学友会 部・同好会運営内規

(目的)

第1条 本内規は聖学院大学学友会に所属する部（特別委員会を含む）及び同好会の運営について定める。

(団体)

第2条 本内規にいう団体とは大学が認めた公認団体である。

(団体の成立)

第3条 団体は顧問と5名以上の部員又は会員を以て成立する。

2 団体の新設は所属予定の連合による面接と承認、ならびに参事会の承認を得て認められる。

3 新設を認められた団体は、同好会として体育会連合、文化会連合、特別委員会連合のいずれかに所属する。

(部への昇格)

第4条 2年以上にわたり活動の実績がある同好会は部への昇格を申請することができる。

2 部への昇格は、所属する連合による面接と承認、ならびに参事会の議を経て承認され、学友会学生総会の承認を以て成立する。

(指定強化部の指定)

第5条 指定強化部の指定は参事会の推薦により参与会の議を経て承認される。

2 指定強化部の指定承認は、学友会学生総会に報告されなければならない。

3 指定強化部は顧問の同意の下、参与会の承認を得て、指定を辞退することができる。

(団体の解散)

第6条 団体は顧問の同意の下、解散することができる。

2 団体の解散には所属する連合と参事会の承認を必要とする。解散が承認されるまでの間、第15条に規定する団体役員の任務は継続される。

3 補助金を受けている団体は、定められた期限までに総務委員会による会計監査を受け、残金返還等の事務を行わなければならない。

4 部室棟等の利用を認められている団体は、部室もしくはロッカーを元の状態に復し、明け渡さなければならない。

(団体の活動休止と再開)

第7条 団体は顧問の同意の下、その活動を休止することができる。

2 団体の活動休止には所属する連合と参事会の承認を得なければならない。

3 団体の活動休止は承認された年度を含む2カ年を限度とし、この間に活動を再開しない場合は解散したものとみなされる。

4 補助金を受けている団体が活動を休止する場合は、定められた期限までに総務委員会による会計監査を受け、残金を返還しなければならない。

5 部室の使用を認められている団体が活動を休止する場合は、部室を元の状態に復し、

明け渡さなければならない。

第8条 活動を休止した団体は、顧問の同意の下、活動を再開することができる。

- 2 団体の活動再開には所属連合と参事会の承認を得なければならない。
- 3 活動の休止を認められた団体が、年度を越えて活動再開の申請を行う場合は第9条に定める団体登録をしなければならない。

(団体の登録)

第9条 団体の部長又は会長は大学に団体登録をなし、団体に所属する正会員を部員又は会員として登録しなければならない。なお、下記の場合には申し出なければならない。

- (1) 団体役員に変更が生じた場合
  - (2) 部員又は会員に異動があった場合
- 2 登録は年度毎に行われなければならない。
  - 3 期日までに登録を行わなかった団体は解散したものと見なされる。

第10条 武道系・危険スポーツに指定された団体は、所定の入部・入会同意書を大学に提出しなければならない。

(顧問)

第11条 団体には顧問を置かななければならない。

- 2 顧問は団体と大学との連絡・調整を行い、相談・助言・指導などの任に当たる。
- 3 顧問は聖学院大学の専任教員、特任教員、又は事務職員から選任しなければならない。
- 4 事務職員が顧問となる場合、総局長の承認を必要とする。
- 5 顧問は2団体以上の部の顧問を兼任してはならない。ただし、特に参事会が認めたものはこの限りではない。
- 6 顧問が特別研究期間などによりその任を果たせなくなる場合には、団体の部長又は会長との合意のもと代理者を選任しなければならない。

(副顧問)

第12条 団体は、必要に応じて副顧問を置くことができる。

- 2 副顧問は、顧問を補佐し、顧問に事故あるとき、又は顧問の命により職務を代行する。
- 3 副顧問は聖学院大学の専任教員、特任教員、又は事務職員から選任することができる。
- 4 事務職員が副顧問となる場合、総局長の承認を必要とする。

(コーチ・トレーナー)

第13条 団体は、必要に応じてコーチ又はトレーナーを置くことができる。

- 2 コーチ又はトレーナーは団体所属会員の技術向上のために指導及び助言を行う。
- 3 コーチ又はトレーナーの選任には参事会の承認を得なければならない。
- 4 コーチ又はトレーナーへの謝金については別に定める。

(団体役員)

第14条 団体は以下に定める役員を選任しなければならない。

- (1) 部長、又は会長1名

(2) 副部長、又は副会長 1 名

(3) 会計

(団体役員の仕事)

第 15 条 部長又は会長は団体の運営に責任を有し、所属する連合及び総務委員会との連絡・調整を行う。

2 部長又は会長は、顧問、副顧問、コーチ又はトレーナーとの連携により団体の円滑な運営に努めなければならない。

3 部長は学友会学生総会に出席しなければならない。

4 部長又は会長は代表者会議に出席しなければならない。

5 副部長又は副会長は部長又は会長を補佐し、部長又は会長に事故あるとき、又は部長又は会長の命により職務を代行する。

6 会計は総務委員会の指導の下、適切な会計処理を行わなければならない。

7 連合常任委員は、連合に所属する各団体との調整・連絡を行い、定められた会議に出席しなければならない。

(任期)

第 16 条 団体役員の仕事は 5 月 1 日より翌年 4 月 30 日までの 1 年とする。ただし再任を妨げない。

(団体所属会員の活動制限)

第 17 条 以下に該当する正会員は団体活動を制限される場合がある。

(1) 学業不振の者

(2) 団体の秩序を乱した者

(3) その他団体に不利益を与えた者

(4) 聖学院大学学則に基づく懲戒処分を受けた者

(学内活動)

第 18 条 学内における団体活動時間を以下の通り定める。ただし、大学行事等で活動が制限される場合がある。

(1) 授業期間 平 日 4 時限終了後～20 時 00 分

土曜日 9 時 00 分～16 時 00 分

日曜日 13 時 00 分～16 時 00 分

祝 日 9 時 00 分～16 時 00 分

(2) 長期休暇期間 平 日 9 時 30 分～16 時 00 分

土曜日 春休暇期間 9 時 00 分～16 時 00 分

夏期・冬期休暇期間 9 時 00 分～16 時 00 分

日曜日 13 時 00 分～16 時 00 分

祝 日 9 時 00 分～16 時 00 分

2 平日における時間延長、及び日曜日と祝日（授業日を除く）、夏期・冬期休暇期間中の土曜、日曜、祝日の活動時間については顧問、副顧問、コーチ又はトレーナーのいずれか 1 名以上の同伴を必要とする。

第 19 条 公式試合、演奏会、公演などを行う場合には顧問の承認を得なければならない。

(学外活動)

第 20 条 学外において活動する場合には顧問の承認を得なければならない。

- 2 宿泊を伴う活動（合宿・大会等）には顧問・副顧問・コーチ又はトレーナーのいずれか 1 名以上の引率を原則とする。

(補助金)

第 21 条 部は総務委員会に補助金を申請することができる。

- 2 補助金の支給が認められた部は、総務委員会の指示の下、適切な会計処理を行わなければならない。
- 3 昇格 1 年目の部は補助金を受けることができない。
- 4 活動の再開が承認された部は活動再開の年度は補助金を受けることができない。
- 5 第 24 条に定める処分を受けた団体は補助金を受けることができない。当該年度に受けた補助金については第 6 条第 3 項に定める事務を行わなければならない。

(施設利用)

第 22 条 部は部室棟等の利用及び部室の使用、同好会は部室棟等の利用を認められる。

- 2 第 1 項の規定にかかわらず、昇格 1 年目の部及び活動再開 1 年目の部については部室の利用を認めない。
- 3 部室棟等の利用については大学の規定及び指導に従わなければならない。
- 4 部は学内施設利用に際して正課活動、大学行事に次いで優先される。
- 5 第 24 条に定める活動停止又は解散の処分を受けた団体は部室棟等を利用することができない。部室棟等の利用を認められている団体は第 6 条第 4 項に定める事務を行わなければならない。

(賞罰)

第 23 条 聖学院大学建学の理念と精神に照らし表彰に値する成果が得られた団体は、参事会の発議により参与会の議を経て学友会会長が表彰することができる。

第 24 条 聖学院大学建学の理念と精神に反し、諸規則に違反した団体は、参事会の発議により参与会の議を経て学友会会長が謹慎、活動停止又は解散を命ずることができる。

(改正)

第 25 条 この内規は学友会学生総会及び参事会の議を経て改正することができる。

附 則

この内規は、2013 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、2014 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、2016 年 5 月 1 日から施行する。

## 聖学院大学学友会 コーチ・トレーナー採用内規

(目的)

第1条 本内規は、聖学院大学学友会に所属する団体へのコーチ又はトレーナーの採用について定める。

(任期)

第2条 コーチ又はトレーナーの任期は5月1日から翌年4月30日までの1年間とする。  
2 年度の途中で採用されたコーチ又はトレーナーの任期は当該年度末までとする。

(申請・採用)

第3条 新たにコーチ又はトレーナーの採用を希望する団体は、顧問の同意の下、所定の採用申請書に履歴書(写真付)、指導又は活動実績書及び顧問等引受承諾書を添えて提出し、参事会の承認を得なければならない。

第4条 体育会連合に所属する部がコーチ又はトレーナーの採用を申請する場合は、試合等を行える人数以上の登録部員数を有していなければならない。

(謝金を要するコーチ又はトレーナーの採用と謝金の額)

第5条 謝金の支払いを要するコーチ又はトレーナーの採用は5月に行い、年度の途中で採用は行わない。

2 謝金の支払いを要するコーチ又はトレーナーの履歴書は、採用される前年度の1月末までに提出しなければならない。

第6条 コーチ又はトレーナーの謝金は月額25,000円(税込)とし、内15,000円(税込)を学友会予算より補助する。

2 前項に依りがたい場合は、団体の申し出により参事会はこれを変更することができる。ただし、年間の謝金の総額は前項の年額を超えない範囲とする。

第7条 謝金の支払いを要するコーチ又はトレーナーを置くことができる団体の数は予算の定める範囲内で決定する。

(契約)

第8条 採用されたコーチ又はトレーナーは顧問等引受承諾書を以て、毎年度大学と契約を締結しなければならない。

(遵守事項)

第9条 コーチ又はトレーナーの採用が承認された団体は、学友会活動に積極的に参加するとともに、決算報告と予算折衝を遅滞なく行わなければならない。

(改正)

第10条 本内規は学友会学生総会の議を経て、参事会の承認により改正することができる。

附 則

- 1 本内規は2013年5月1日から施行する。
- 2 聖学院大学学友会規約全部改正に伴い「体育会クラブコーチ依頼内規」を廃止する。

附 則

本内規は2014年5月1日から施行する。

## 聖学院大学学友会 部・同好会特別援助金制度内規

(名称)

第1条 この制度は「聖学院大学学友会部・同好会特別援助金制度」(以下「本制度」という。)と称する。

(目的)

第2条 本制度は、聖学院大学学友会に所属する部及び同好会の優れた企画を支援することを目的として特別援助金を支給する。

(対象)

第3条 特別援助金の支給対象となる団体は、文化会連合もしくは体育会連合に所属する部又は同好会とする。ただし、指定強化部を除く。

(申請)

第4条 特別援助金の支給を受けようとする団体は、指定された期日までに申請書及び企画書を所属する連合の常任委員会に提出しなければならない。

(団体の選考及び支給金額の決定)

第5条 団体の選考及び支給金額の決定は、所属する連合の常任委員会が行い、参事会の承認を得なければならない。

(支給金額)

第6条 特別援助金の額は1件あたり30万円を超えないものとする。

(企画の実施)

第7条 特別援助金の支給を受けることができる企画は、当該年度内に完了するものでなければならない。

(成果報告)

第8条 特別援助金の支給を受けた団体は、企画終了後、速やかに成果報告書を所属する連合の常任委員会を経て参事会に提出しなければならない。

(返還)

第9条 特別援助金の支給を受けた団体が以下に該当した場合には、特別援助金の全額を返還しなければならない。

- (1) 企画が中止になったとき
- (2) 企画内容が変更されたとき
- (3) 企画が年度内に実施できなかったとき
- (4) 団体が処分を受けたとき

2 特別援助金に執行残が生じた場合は、残金の全額を返還しなければならない。

(資金)

第10条 特別援助金の資金は、聖学院大学学友会会計「クラブ振興奨励費」の一部を以てこれに充てる。

(改正)

第 11 条 本内規は、学友会学生総会の議を経て、参事会の承認により改正することができる。

附 則

この内規は 2014 年 5 月 1 日より施行する。

## 聖学院大学学友会 課外活動激励金制度内規

(名称)

第1条 この制度は「聖学院大学学友会課外活動激励金制度」(以下「本制度」という。)と称する。

(目的)

第2条 本制度は、聖学院大学の文化・スポーツの振興を図ることを目的として、聖学院大学学友会に所属する団体に激励金を支給する。

(支給対象)

第3条 激励金の支給対象となる団体は、以下の大会等に部員又は会員が参加する部(特別委員会を含む)又は同好会でなければならない。ただし予選、標準記録のない大会を除く。

- (1) 全国規模の大会等
- (2) 関東圏規模の大会等
- (3) その他、参事会が特に認めるもの

(支給金額)

第4条 激励金の額は、以下の通りとする。

- ア 第3条(1)については、参加者(出場者又は出展者に限る)1名につき2万円。ただし、大会等1回あたりの上限額は20万円とする。
- イ 第3条(2)については、参加者(出場者又は出展者に限る)1名につき1万円。ただし、大会等1回あたりの上限額は10万円とする。
- ウ 第3条(3)については、当年度の予算の範囲内で参事会が定める。
- エ 上記のほか参加者(出場者又は出展者に限る)の旅費。ただし、交通費は片道1万円を上限とする。

(申請)

第5条 激励金の支給を受けようとする団体は、大会等の開催14日前までに以下に掲げる資料を添えて参事会に申請書を提出しなければならない。

- (1) 大会等の開催要項の写し
- (2) 大会等の出場を証明できる書類の写し
- (3) 参加者名を明記した大会等のプログラム又はそれに準ずる資料の写し

(決定)

第6条 激励金の支給は、参事会の承認を得て学友会副会長が決定する。

(結果報告)

第7条 激励金の支給を受けた団体は、大会等の終了後、速やかに参事会に結果報告書を提出しなければならない。

(返還)

第8条 激励金の支給を受けた団体が以下に該当した場合には、激励金の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 大会等が中止されたとき
  - (2) 大会等の参加者の出場が中止したとき
  - (3) 不正な方法により激励金の支給を受けたとき
  - (4) 団体が処分を受けたとき
- (改正)

第9条 本内規は、学友会学生総会の議を経て、参事会の承認により改正することができる。

#### 附 則

- 1 この内規は2014年5月1日より施行する。
- 2 この内規の施行に伴い「聖学院大学課外活動激励金制度」(2006年9月27日学生部委員会決定)を廃止する。

## 聖学院大学学友会 補助金支給に関する細則

(細則の制定)

第1条 本細則は、聖学院大学学友会部・同好会運営内規第21条に基づき、補助金の支給に関して必要な事項を定める。

(支給対象)

第2条 補助金の支給対象となる団体は、学友会に所属する委員会（卒業関連事業準備委員会を除く）、連合及び部（特別委員会を含む）とする。

(申請)

第3条 補助金の支給を希望する委員会（総務委員会を除く）、連合及び部は、申請書類一式を定められた期間内に総務委員会に提出しなければならない。

2 総務委員会は、申請書類一式を定められた期間内に参事会に提出しなければならない。

3 補助金を申請する部は、以下に定める条件を満たさなければならない。

(1) 部費を定期的に徴収していること

(2) 部の趣旨に基づいた活動を行っていること

(3) 総務委員会及び所属する連合の指導を守り、学友会所属団体として適切な運営を行っていること

(査定)

第4条 総務委員会に対する補助金額の査定は参事会が行い、参事会の議を経て学友会副会長が決定する。

2 委員会（総務委員会を除く）、連合に対する補助金額の査定は総務委員会が行い、参事会の議を経て学友会副会長が決定する。

3 部に対する補助金額の査定は総務委員会及び所属する連合が行い、参事会の議を経て学友会副会長が決定する。

4 査定基準は以下の通りとする。

(1) 申請年度における部費及び補助金の執行額

(2) 次年度の活動計画

(3) 申請年度の活動報告

(4) 活動実績及び学友会への寄与

(支給時期)

第5条 補助金の支給は、毎年度6月に行う。

(改正)

第6条 本細則は、学友会学生総会の議を経て、参事会の承認により改正することができる。

附 則

この細則は2014年5月1日より施行する。

## 聖学院大学 部室棟等利用内規

(目的)

第1条 本内規は聖学院大学（以下「大学」という。）における部室棟等の利用及び部室の使用について定める。

(使用申請)

第2条 聖学院大学学友会（以下「学友会」という。）に所属する委員会、連合、部は、大学に申請して部室を使用することができる。

2 特に事情があるときには、大学は前項以外の団体に部室の使用を許可することができる。

第3条 部室の使用を希望する団体は学生部長に使用許可の申請をしなければならない。

2 使用許可を受けた団体は顧問及び代表者の連名で所定の誓約書を提出しなければならない。

3 使用許可を受けた団体は、1年毎に使用許可の更新を申請することができる。

4 前1年間の使用状況が不適切であった団体には使用許可の更新を認めないことがある。

5 学生部長は部室の使用許可を取り消すことができる。

(使用期間)

第4条 部室の使用許可の期間は5月1日から翌年4月30日までの1ヶ年とする。

2 年度途中に使用許可を受けた団体の使用許可は次の年の4月30日までとする。

(利用範囲)

第5条 部室棟等は次の活動のために利用することができる。

(1) 学友会に所属する団体及び特に許可を受けた団体の活動

(2) 大学行事

(3) 特に大学が認めた活動

(利用時間)

第6条 学友会の委員会及び連合の利用時間は委員会、連合の内規に定める。

第7条 前条以外の団体の利用時間は以下の通りとする。ただし、学内行事等のために利用が認められない場合がある。

(1) 授業期間 平日 8時30分～20時00分

土曜日 8時30分～16時00分

日曜日 13時00分～16時00分

祝日 8時00分～16時00分

(2) 長期休暇期間 平日 8時00分～16時00分

土曜日 春期休暇期間 8時00分～16時00分

夏期・冬期休暇期間 8時00分～16時00分

日曜日 13時00分～16時00分

祝日 8時00分～16時00分

第8条 日曜日と祝日（授業日は除く）、夏期・冬期休暇期間中の土曜日の利用については1週間前までに大学に申請して、許可を得なければならない。

(部室の管理)

第9条 部室の管理責任者は団体の代表者とする。

(盗難等の免責)

第10条 部室棟等に保管する団体の物品の逸失又は損壊について、大学はその賠償責任を負わない。

(部室棟等の管理・運営)

第11条 大学は、必要に応じて部室内に立ち入り、必要な措置をとることができる。

2 部室の使用終了時に放置された物品は、大学の判断により処分することができる。

3 部室の使用終了後の物品の処分に関わる費用は団体の代表者に請求することができる。

第12条 部室棟等の管理に関する事務は学生支援課が行う。

(遵守事項)

第13条 部室棟等を利用する団体は別に定める遵守事項を守り、美化に努め、常に清潔を保たなければならない。

(損害賠償)

第14条 故意又は重大な過失によって、施設・備品等を損壊又は汚損させた者はその損害を賠償しなければならない。

(罰則)

第15条 本内規に違反した場合には、大学は退去命令等必要な措置をとるとともに、参事会の議を経て、当該個人又は団体に対して注意、勧告、又は警告を与えることができる。

(改正)

第16条 本内規は、学生部委員会の議を経て改正することができる。

附 則

この内規は2012年4月1日から施行する。

附 則 (全部改正)

この内規は2013年4月1日から施行する。

## 聖学院大学 部室棟等利用内規細則

(細則の制定)

第1条 本細則は、聖学院大学部室棟等利用内規（以下「内規」という。）第13条に基づき、部室棟等の利用に関して必要な事項を定めるものとする。

(遵守事項)

第2条 内規における遵守事項は次のとおりとする。

- (1) 部室棟内の土足での入室を禁止する。
- (2) 部室棟内で喫煙及び飲酒、調理を禁止する。
- (3) 危険物の持ち込み及び火気の使用を禁止する。
- (4) 室内は整理整頓、美化に努め、設備の破壊、汚損、無断改修をしない。なお、部室棟の共有スペース(廊下・トイレ・会議室・シャワー室など)に関しては部室を使用する団体が交代で責任を持って掃除をする。
- (5) 本来の目的と無関係な物品を保管しない。また持ち込まない。
- (6) 部室の施錠（窓を含む）は各団体が責任を持って行い、盗難防止に努める。
- (7) 部室の鍵の貸与は守衛所で行い、貸与を受けた当日中に返却する。
- (8) 部室の合鍵は作製してはならない。
- (9) 部室使用時に原則内側から施錠してはならない。
- (10) 貸与終了後、原状回復し部室を明け渡す。その際に発生した粗大ごみ等は当該団体の責任において処分する。

(改正)

第3条 本細則は、学生部委員会の議を経て改正することができる。

附 則

この内規は2012年4月1日から施行する。

附 則（全部改正）

- 1 この細則は2013年4月1日から施行する。
- 2 部室棟等利用内規全部改正に伴い、その一部を以て本細則を定める。